

# ESPERO号外

「ESPEROの会 2002年11月

連絡先】橋場伸一  
Tel/Fax 03-3785-7546

NEC労働者懇談会 HP

URL:<http://www.eva.hi-ho.ne.jp/elcne>

## NEC田町地区で100名を越える人たちに 残業不払い1分(サービス残業代)が、11月に支払われることに！

2001年4月6日、厚生労働省は『労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関する基準について』という通達を出し、擬似裁量労働制(Vワークなど)も含め、会社側に従業員の出退勤時間の記録を取るよう求めました。

この通達を受け、ESPEROの会をはじめ電機労働者懇談会に参加する私たちはこの間、労働省交渉や労基署に通達の徹底とサービス残業是正を求めて繰り返し交渉を行ってきました。

その結果、沖電気では2002年6月に27名に2700万円の支払いと全社規模で適正な労働時間管理や不払い残業の実態調査が行われました。

NEC田町地区でも、三田労基署の指導で会社は主任以下全員を対象に(田町地区のみ)残業時間の実体調査のヒヤリングを行うよう通知を出しました。(9/下旬)

会社の実態調査は非公開(文書もメール類も一切発行しない)で、職場によって実施されなかったり、やり方が通り一遍の調査だったりいろいろなものでした。}

この10月、会社は調査結果として「過去2年にさかのぼって申告漏れがあった」とことを認めました。  
その内容は、

「申告もれを請求した人が100名を越えてあった。」

その人達に請求金額全額を11月の給料で支払う、

というものでした。

今まで、会社も労組も、

「サービス残業はない」と云ってきたことが  
事実でないことが、明らかになりました。

ついにNECも「サービス残業」代の支払い実現！

会社は社員全員に知らせ申告促進を



# 会社は今回の労基署による不正摘発を全社員に公表すると共に、この間の不払い(サービス残業分は全額払い戻しをすべきです！

今回の2年にさかのぼってのサービス残業の自己申告についても、会社は上司承認の必要な「修正勤務実績申告書」を提出するよう申告者に求めており、書類提出に抵抗を感じ、申告をためらっている方も相当数いるのではないかと思われます。

今回の調査が必要になったのは、会社が労働時間管理を怠ってきたためです。非は会社にあります。労働者の自己申告を上司承認なしに受け付けるのが当然ではないでしょうか。

厚生労働省の通達は、労働者が自己申告をしたことで不利益を与えてはならないと命じています。

ESPEROの会ではこの結果を受け、労働組合に以下の要請を行い、今回の労基署の指導を全員に徹底するよう申し入れました。

- 1) 違法行為を見過ごしてきた会社側の責任と、今後の対策を明らかにするよう求めてください。  
（労働基準法第37条「サービス残業をさせてはならない」罰則第119条「サービス残業をさせていた上司は6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す」）
- 2) 今回の2年にさかのぼってのサービス残業実態調査を、全ての職場で実施するよう会社に要求して下さい。（今回の会社の調査は、組合員に対し一切のメールも文書もありません）
- 3) サービス残業の申告をもっとしやすくする為に、本人のメモなどの申告（詳細な残業記録がなくても）を認めるよう会社に申し入れて下さい。
- 4) 「修正勤務実績申告書」も自分で出退勤時間を記録しないと、書類が提出しにくいものです。厚生労働省の通達に従い、これを機に全従業員にタイムス等による、自動で出退勤時間の記録を取り仕組みを導入するよう会社に申し入れて下さい。
- 5) サービス残業を撲滅し、組合員の健康と権利を守ることは、労働組合の第一義的仕事です。法を守り、健康で働きやすい職場を築くために、労働組合が率先して取り組んで下さい。

10月に入りVワークの人たちはほとんど全員、裁量労働制に入りました。

Vワークの人たちがほとんど全員、裁量労働制に移行されることも疑問ですが、厚生労働省の通達は、たとえ裁量労働制に入った労働者についても、会社に健康管理上、出退勤時間の管理を求めていました。

私たちESPEROの会は引き続き、会社に対して、違法なサービス残業の撲滅と、全従業員（関連や派遣労働者も含めた）の健康管理を求めて運動を強めていきたいと思います。

みなさんのご支援、ご協力を願っています。

ご意見、感想はHPの掲示板や、近くの会員に直接お伝え下さい。